

提出書類チェックシート（個人住宅向け）

要件に注意した上で次の書類を所定の期限までに提出してください。

なお、提出された書類は返却できませんので、必要な場合は申請者自身で控えをとっておいてください。

また、書類の不備・不足、要件の不適合がある場合は受付できませんのでご注意ください。

交付申請時

※書類の提出と併せて市ホームページの電子申請フォームより補助金受取口座の登録手続き（相手方登録）を行ってください。

	提出書類	要件
(1)	【第 1 号様式】補助金等交付申請書	
(2)	【第 1 号様式別紙 3】市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書	
(3)	【第 1 号様式別紙 4】（住宅用）補助金等交付申請書付属資料（事業計画・収支予算等）	
(4)	見積書の写し	※補助対象外経費は項目ごとに補助対象外であることを明確に示していること ※太陽光発電設備においては太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値 (kW) 及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値 (kW) がそれぞれ記載されていること ※蓄電池の蓄電容量が記載されていること
(5)	申請者本人の住民票の写し（既存住宅への設置の場合）	※発行から 3 か月以内であること ※マイナンバー、本籍、続柄の記載は不要 ※新築の場合は、実績報告時に移転後の住民票を提出すること
(6)	その他市長が必要と認めるもの	※追加でその他必要書類の提出を求める場合があります
	<u>（以下、PPA 又はリースによる設置の場合）</u>	
(7)	【第 1 号様式別紙 2】奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金共同申請同意書	

実績報告時

	提出書類	要件
(1)	【第4号様式】補助事業等実績報告書	
(2)	【第4号様式別紙2】設置した補助対象設備に要した費用の内訳	※(6)の書類の内容と整合させること
(3)	【第4号様式別紙3】(住宅用)補助事業等実績報告書付属資料(事業報告・収支決算等)	
(4)	申請者本人の住民票の写し (新築住宅への設置の場合)	※新築住宅に移転後の住民票を提出すること ※発行から3か月以内であること ※マイナンバー、本籍、続柄の記載は不要
(5)	補助対象設備の設置に係る工事請負契約書等の写し	※市からの交付決定日以降の契約であること ※契約者双方の署名・捺印、印紙添付(消印)があること ※交付申請時に提出した見積書と金額が一致していること
(6)	補助事業等に係る支出を証する書類の写し(領収書等)。補助事業等に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助事業等に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの	※交付申請時に提出した見積書や(5)の内容と整合させること
(7)	太陽光発電設備の保証書又は出荷証明書の写し (中古品でないことが確認できる書類)	※補助金を申請するすべての設備について提出すること
(8)	蓄電池設備の保証書又は出荷証明書の写し (中古品でないことが確認できる書類)	※補助金を申請するすべての設備について提出すること
(9)	設置した補助対象設備の規格、仕様等が分かる書類の写し(仕様書、カタログ等)	※型式、公称最大出力、蓄電容量、規格への適合等について、交付要件をすべて満たしていることを確認できること
(10)	【カラー写真】住宅全景、太陽光発電設備、蓄電池の写真で設備の設置工事前と後の様子が分かる写真	※いずれも2方向以上から撮影すること
(11)	【カラー写真】太陽光発電設備の仕様等が確認できる写真	※(7)で提出する書類に記載された設備と同一の設備が設置されていることが銘板等の写真を用いて確認できること
(12)	【カラー写真】蓄電池の仕様等が確認できる写真	※(8)で提出する書類に記載された設備と同一の設備が設置されていることが銘板等の写真を用いて確認できること
(13)	補助対象設備を設置する建物の不動産登記事項証明書の写し、不動産登記事項証明書の所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が異なる場合は、同一の施設であることを示す書類	※建物の所有者が申請者(PPA またはリースによる設置の場合を除く)と同一であること ※発行から3か月以内であること
(14)	補助対象設備の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象設備が	※補助金を申請するすべての設備について記載があること

	すべて記載されていること)	※太陽光発電設備と蓄電池設備の接続が確認できること
(15)	年間の発電見込量及び自家消費電力見込量が分かる資料（シミュレーション等で年間の自家消費率が確認できること）	※自家消費率30%以上であること ※新築の場合は製品カタログ等によるシミュレーションに基づく数値であること
(16)	補助金振込口座（※相手方登録申請時に登録した口座）の通帳の写し（ネット銀行の場合は口座名義・支店名・口座番号が分かる画面を印刷したものやキャッシュカードの写し）	※申請者本人の口座であること ※銀行名・支店名・口座番号・口座名義が分かるものであること
(17)	その他市長が必要と認めるもの	
	<u>（以下、PPA 又はリースによる設置の場合）</u>	
(18)	PPA の場合、サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類。また、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	
(19)	リース契約の場合、リース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類。また、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	

補助金請求時

	提出書類	要件
(1)	【第6号様式】補助金等交付請求書	※市から送付する【第2号様式】補助金等交付決定通知書及び【第5号様式】補助金等確定通知書の内容に沿って記載すること